

医政発 0329 第 23 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について

情報通信機器を用いた診療については、これまで「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知）において、その基本的な考え方や医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 20 条との関係から留意すべき事項を示すとともに、その後の当該通知の二度に渡る改正と「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 29 年 7 月 14 日付け医政発 0714 第 4 号厚生労働省医政局長通知）において、その基本的な考え方等の再度の明確化を図ってきた。

情報通信機器を用いた歯科診療については、その適切な普及のため、医療上の必要性、安全性及び有効性等を担保する必要があり、厚生労働省においては、令和 3 年 11 月から「I C T を活用した歯科診療等に関する検討会」を開催し、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成 30 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知の別紙）等を踏まえ、情報通信機器を活用した歯科診療等の適切な実施に関する考え方について検討を行ってきた。

今般、当該検討会における結論を踏まえ、別紙のとおり「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」を策定したので、貴職におかれではこれを御了知の上、貴管下保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知徹底をお願いする。